

# 岡山県農業近代化資金利子補給承認ガイドライン

農 林 部 長 通 知  
制 定 昭和51年3月30日付け農経第1496号  
最終改正 令和6年4月1日付け組 第 47号

## 第1 目的

農業近代化資金の利子補給承認審査に当たり、その制度の趣旨に即して公平と適正を期するとともに、審査事務を能率的に処理するためのガイドラインを定めることを目的とする。

## 第2 承認順位等

農業近代化資金利子補給承認に当たっては、次のものを他に優先して承認を行うものとする。

- (1) 年度ごとに定める農林行政重点施策に係るもの
- (2) 農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）に基づく農業振興地域内において、農業者が当該地域内で営む農業の用に供するものに係るもの
- (3) 実施しようとする事業が、地域の農業振興施策に適合しているもの
- (4) 山村振興法（昭和40年法律第64号）に基づく振興山村地域、離島振興法（昭和28年法律第72号）に基づく離島振興対策実施地域及び過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）に基づく過疎地域で営む農業の用に供するものに係るもの
- (5) 認定農業者及び認定就農者並びに青年農業者に係るもの
- (6) 農業近代化資金に上乗せ利子補給を行っている単県資金制度に係るもの

## 第3 審査内容

### 1 共通事項

岡山県農業経営改善関係融資制度資金基本要綱（平成14年10月1日付け組第310号農林水産部長通知）第3の11により意見を求められた場合又は岡山県農業近代化資金制度運営要綱（昭和50年8月20日付け農経第559号農林部長通知。以下「運営要綱」という。）第2の11により利子補給承認申請があったときは、それぞれ次の項目について十分調査・確認の上、審査を行い承認するものとする。

- (1) 制度の目的に対する適合性
  - ア 農業経営の近代化を図るものであること。
  - イ 農業の生産性の向上に役立つものであること。
  - ウ 農業構造の改善に役立つものであること。
  - エ 農畜産物の流通の合理化又は商品価値の向上に役立つものであること。
  - オ 農村環境の整備改善に役立つものであること。
- (2) 法的要件に対する適合性

- ア 貸付対象者の貸付要件を満たす者であること。
- イ 貸付けに係る資金の用途は、制度に認められた範囲のものであること。
- ウ 貸付けの金額、利率、償還期間及び措置期間は、制度に認められた範囲内のものであること。
- エ 貸付対象者に県徴収金の滞納がないこと。
- オ 農地法、建築基準法、農業経営基盤強化促進法、都市計画法（昭和43年法律第100号）及び公害防止関連法など必要な関係法令の許可または確実な許可見込みがあること。

(3) 環境に対する適合性

- ア 畜産経営又は家畜の処理加工に伴って生ずる公害の防止について適切な措置が講じられているものであること。
- イ 主産地形成又は団地形成が可能であること。
- ウ 生産物の市場流通が容易であること。

(4) 経営改善資金計画の妥当性

- ア 生産計画については、次の要件を満たしていること。
  - (ア) 現有施設等（設備・農地等を含む。以下同じ。）と新規取得施設等を併せ全体の経営改善資金計画目標に適合した施設等であって、関連施設等の規模、能力等との関係において均衡が保たれるものであること。
  - (イ) 施設及び機械器具の使用時期を検討し、不急、不要な取得とならないものであること。
  - (ウ) 取得しようとする施設、機械器具は可能な限り経費の節減が図られていると認められるものであること。  
取得する農地等は、経営採算上適当と認められるものであること。
- イ 収支（損益）計画については、次の要件を満たしていること。
  - (ア) 収支計画において期待される収入は、実績・経験等からみて経営的に安定が保たれると認められるものであること。
  - (イ) 収支計画において計上されている諸経費は、若干の余裕を見込んで見積られているものであること。
  - (ウ) 経費の見積は、直接費のみではなく、間接費についても適切な見積が行われているものであること。
  - (エ) 計画されている収支は、価格変動等の事情変更に対し、経営的安定が保たれるものであること。
- ウ 資金計画については、次の要件を満たしていること。
  - (ア) 資金の調達は、農業近代化資金のみによるものではなく、預貯金等の自己資金の活用程度及び他の資金の借入れの可能性程度等についても検討し、他の資金の調達によるものがある場合はその調達が確実であると認められるものであること。
  - (イ) 資金の調達は、施設等の取得等の時期に照らして適切なものであること。
  - (ウ) 借入金の償還は、借入金の全体について検討し、計画的に償還が可能なものであること。

(エ) 借入金の償還期間は、貸付対象施設等の性質、規模、耐用年数及び借入者の償還能力からみて、妥当な期間とされているものであること。

(5) 人的要素の妥当性

ア 家族の構成上等から現在及び将来の労働力が経営規模に適合しているものであること。

イ 当該事業に対して、借入者の熱意が旺盛であること。

ウ 研修を受けるなどして、経営改善資金計画書の営農計画を行うだけの基本的な技術・知識を身に付けていること。

2 個別事項

資金の種類別に普遍性の強い、対象施設等についての審査は次によるものとする。

(1) 運営要綱第2の2の(1)のアの(ア)のaに掲げる認定農業者及び同アの(キ)のa、(ク)、同(1)のエの(ア)又は(ケ)に該当する土地利用型農業を営む組織の場合別表左欄に掲げる資金の種類別、対象区分ごとに同表右欄の承認基準によるものとする。

(2) (1)以外の場合

別表左欄に掲げる資金の種類別、対象区分ごとに同表中欄に掲げる経営指標に概ね達しているもの又は計画事業を実施した結果これに概ね到達すると認められるものについて、同表右欄の承認基準によるものとする。

附 則 (昭和51年3月30日付け農経第1496号)

この審査基準は、昭和51年3月30日以降の利子補給承認から適用する。

附 則 (昭和52年3月31日付け農指第1585号) 略

附 則 (昭和53年6月26日付け農指第365号) 略

附 則 (昭和55年5月7日付け農経第135号) 略

附 則 (昭和56年5月12日付け農経第175号) 略

附 則 (昭和57年5月14日付け農経第186号) 略

附 則 (昭和57年7月12日付け農経第471号) 略

附 則 (昭和58年5月21日付け農経第196号) 略

附 則 (昭和59年6月1日付け農経第359号) 略

附 則 (昭和59年12月19日付け農経第1248号) 略

附 則 (昭和61年12月26日付け農経第1361号) 略

附 則 (昭和62年8月1日付け農経第623号) 略

附 則 (平成2年10月2日付け農経第837号) 略

附 則 (平成3年6月4日付け農経第781号) 略

附 則 (平成5年6月7日付け農経第540号) 略

附 則 (平成14年3月29日付け組 第658号) 略

附 則 (平成14年12月20日付け組 第457号) 略

附 則 (平成16年9月24日付け組 第248号)

このガイドラインは、平成16年9月1日以降の借入申込希望書及び借入申込書の提

出に係る利子補給承認から適用する。

附 則 (平成20年 3月31日付け組 第454号)

- 1 このガイドラインは、平成20年 4月 1日以降の借入申込希望書及び借入申込書の提出に係る利子補給承認から適用する。
- 2 別表中の「資金の種類」欄の農機具等共通に係る「承認基準」欄に規定する「岡山県特定高性能農業機械導入計画」に定める下限面積については、平成23年 3月31日までにその扱いを見直すものとする。

附 則 (平成22年 3月31日付け組 第416号)

このガイドラインは、平成22年 4月 1日以降の借入申込書の提出に係る利子補給承認から適用する。

附 則 (平成25年 3月19日付け組 第428号)

このガイドラインは、平成25年 4月 1日から施行する。

附 則 (平成26年 4月 1日付け組 第 28号)

このガイドラインは、平成26年 4月 1日から施行する。

附 則 (令和 4年 4月 1日付け組 第 57号)

このガイドラインは、令和 4年 4月 1日から施行する。

附 則 (令和 6年 4月 1日付け組 第47号)

このガイドラインは、令和 6年 4月 1日から施行する。